

認知症や知的障害などで判断力が十分でない人の権利を守ろうと、明石市は4月、「市後見支援センター（仮称）」を市総合福祉センター（貴崎1）内に開設する。高齢化の進行などを背景に、全国で「成年後

見制度」の利用が増えていることから、検討を進めてきた。専任の職員が常駐し、無料で相談などに応じるほか、「市民後見人」の養成にも力を入れる。

（新開真理）

認知症高齢者らの権利守ろう



成年後見制度など、明石市の福祉政策をテーマに開かれた7日のフォーラム。約300人が参加した二産業交流センター

成年後見制度は、自分で物事を十分判断できない人に代わり、後見人が財産管理や福祉サービスの手続きなどをする仕組み。市は高齢者や障害者らがこの制度を利用し、住み慣れた地域で暮らし続けることを目指し、事業費3700万円を盛り込んだ2015年度当初予算案を3月議会に提出する。

センターの業務は市社会福祉協議会に委託。相談や情報提供の

市、4月専任職員が相談、情報提供

後見支援センター開設へ

「市民後見人」養成にも本腰

ほか、研修を受け、家庭裁判所に選任された上で業務に当たる市民後見人の養成などに取り組む。

近年、少子化や単身世帯の増加などで親族後見人の割合は低下。

一方、弁護士などの専門職が引き受ける場合は報酬が必要で、低所得者の利用が難しいことから、ボランティアに近い形で活動する市民後見人の養成が期待されている。

市は、「財産管理などは市民には荷が重い」との声があることに考慮し、段階的に市民後見人の養成に取り組む方針。まずは制度への理解を深め、後見業務の補助経験などを経て、市民後見人を目指してもらおうと計画している。養成講座は今秋以降の開催となる見込み。

同センターと同様の施設は、県内では神戸市や姫路市、西宮市などに設けられている。